FC容器に充塡可能なガスの定義方法見直し(掲名の廃止) 資料4-1

R410A

FC容器(FC一類容器、FC二類容器、FC三類容器)に充塡できる冷媒(液化フルオロ カーボン)の提議について見直しを行い、法令の改正無しに新たに開発された冷媒がFC容器 に充塡ができるようにする。

1. 見直しの趣旨・概要

- (1)FC容器は、多種の冷媒(液化フルオロカーボン)を充塡できる容器であり、フロ ン回収機などに広く使用されている。
- (2) これまで容器則では、FC容器に充塡できる**冷媒を掲名して定義**しており、新たな 冷媒をFC容器に充填する場合、**容器則の改正が必要となるため時間がかかっている**。
- (3) このため、個別に掲名することを廃止し、FC容器に充塡可能なガスの判断基準と して「一定温度における圧力」を規定することで、いずれのFC容器に充塡できるか 判断できるようにする。
- (4)なお、新たに開発された冷媒及びこれまで掲名されていた冷媒については、日本冷 凍空調学会に設置されている新冷媒評価委員会のホームページで閲覧可能。

2. 今後のスケジュール

- ・平成31年3月1日~3月30日 パブリックコメント
- ・平成31年4月中

公布